

えりも町自治会等を応援する条例逐条解説

(前文)

私たちのまちえりも町は、海、山、森林など豊かな自然の恵みを活かした漁業と観光を中心とした地域として発展してきた。

その中で、自治会は、自主的な活動をする地域の団体として、長年にわたり地域コミュニティーの中心的な担い手の役割を果たすとともに、行政の大切なパートナーとして、地域の課題等に共同で取り組み、安全で安心して暮らせる地域づくりのために、大きく寄与してきた。

しかし、近年の急速な人口減少、少子高齢化や核家族化、人々の価値観及び生活形態の多様化等により、自治会への加入や自治会の活動への参加は減少傾向にあり、地域のコミュニティーの希薄化がみられる状況となっている。

一方、地震、豪雨、台風など大規模な自然災害が多く発生する近年の状況から、人と人とのつながりや助け合いの大切さ、共助の重要性が再認識されており、その中核となる自治会の活性化は、取り組むべき喫緊の課題である。

そこで、地域住民、自治会、事業者及び町が自治会の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して地域住民の自治会への加入と自治会の活動への参加を促進することで、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、条文の規定だけでは表すことが難しい条例制定に係る考え方や目的を明確にするためのものです。

【解説】

地域で暮らしていく上で、ご近所の方との交流があることは、とても心強いものです。ご近所との何気ない会話により元気をもらったり、個人や家族では解決しにくい出来事に直面した場合に、地域で相談できる人がいると解決することもあります。

地域での交流や助け合いをはぐくんできた背景には、自治会の存在が大きく、その中で、人々は力を合わせて冠婚葬祭やお祭りといった地域ごとに行われる有形無形の伝統的な行事等が今も継承されています。

その他にも、子どもや高齢者の見守りや声掛け、夜道を照らす防犯灯の維持管理、回覧板等による地域情報の提供など、自治会は、民主的な運営のもと、自主的に活動する団体として、長年にわたり、「地域のことは地域で決め、自分たちのまちをより良くしていく」という精神のもと、地域コミュニティーの中心として

活動してきました。

また、行政の大切なパートナーとして地域の課題等に協働で取り組み、安全で安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

しかし、近年人口の急激な減少、少子高齢化や核家族化、人々の価値観、生活形態の多様化などにより、自治会に加入する町民の割合や自治会の活動に参加する町民は、減少傾向にあります。

町民の中には、「自治会に入るメリットが分からない」、「自治会からの働きかけや情報が足りない」、「役員の負担が大きい」などの意見もあるようですが、それぞれの自治会による単独での取組には限度があります。

一方で、東日本大震災などの大災害が起こるたびに、地域の絆の大切さがクローズアップされており、地域での顔の見える関係、人と人とのつながりづくりを行うことの重要性が見直されています。

自治会活動は身近な地域活動の機会であり、今後、住みよい地域づくりを進めていくためには、多くの町民が自治会活動に関わり、地域の絆や連携を強め、町民同士の協力や支え合い、共助の精神により、活発な地域活動が行われることが重要です。

そこで、えりも町では、町民や自治会、事業者、住宅関連事業者とともに自治会の重要性を再認識し、互いに連携・協働して町民の自治会への加入や自治会活動への参加を促進することで、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、基本的な考え方を明確にして、総合的に取組を進めていくために、自治会を応援する条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域における自治会の重要性に鑑み、基本理念に基づいて地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者の役割並びに町の責務を明らかにするとともに、お互いに連携し、協働して地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加を促進することにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的について規定しています。

【解説】

自治会は、安全で安心して快適に暮らすため、地域コミュニティの中心として、地域住民の親睦やつながりを深め、防災・防犯活動をはじめ、環境整備など様々な活動に日々取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。

このような自治会の重要性を考慮して、地域住民や自治会、事業者、住宅関

連事業者、町の連携、協働のもと、条例第 3 条に掲げる基本理念に基づいて、地域住民の自治会への加入や自治会の活動への参加を促進することを規定しています。

多くの地域住民が自治会の活動を通して地域活動にかかわり、その中で地域における連携や絆を強めることで、地域コミュニティーの活性化を進め、災害に強い住みよい地域社会の形成に寄与することを目的としています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町内の一定の区域に居所を有する住民の地縁に基づき形成された自治組織をいい、自治会及び連合自治会をいう。
- (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 町内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(以下「住宅の建築等」という。)を業として行う者(これらの代理又は媒介する者を含む。)をいう。

【趣旨】

本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義を生じないように定めたものです。

【解説】

(第 1 号関係) 自治会とは、えりも町内の一定の区域に居所を有する者の地縁に基づき形成された自治組織としています。スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、老人クラブ等構成に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は含みません。えりも町では、「自治会」及び「連合自治会」があります。

(第 2 号関係) 事業者とは、町内に事務所や事業所を有する個人や法人としています。この条例の目的のために、町内の企業や商店といった事業者の方々にも一定の役割が期待されています。また、社会福祉法人、学校法人等も「事業者」に含まれます。

(第 3 号関係) 住宅関連事業者とは、町内で住宅の建築や販売、賃貸、管理を業務として行う者としています。個人で住宅の賃貸を行ういわゆる「大家さん」も、その住宅の賃貸を業としている場合にはこれに含まれます。また、住宅の売主や貸主に代わって取引を行う事業者、売主と買主あるいは、貸主と借主の間

に立って取引を仲立ちする事業者も住宅関連事業者としています。

(基本理念)

第3条 自治会への応援は、次の各号に掲げる事項に留意することを基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。
- (2) 自治会の地域社会における役割の重要性を理解すること
- (3) 自治会の自立性及び地域性を尊重すること
- (4) 地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び町の相互理解と協働により行われること

【趣旨】

この条例に基づいて自治会への加入や自治会の活動への参加を促進するにあたっての基本的な考え方を述べています。

【解説】

(第1号関係) 地域には、様々な価値観や、世代や生活状況、居住年数などにより異なった考え方を持つ人々が暮らしています。自治会への加入や参加の促進には、このような人々の多様性の尊重や、それぞれの自主的な姿勢が重要です。

(第2号関係) 自治会は、私たちが地域の中で安全で安心して快適に暮らすため、地域住民の親睦やつながりを深め、防災・防犯活動をはじめ、環境整備など様々な活動に取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。

(第3号関係) 自治会は、それぞれの自立性や成り立ちの違いなどによる個性を尊重することが大切です。また、町などが自治会に関与する場合にも、このことに配慮する必要があります。

(第4号関係) 自治会や町だけでなく、地域住民や事業者といった様々な主体が互いに理解、尊重し合い、協働して自治会への加入と参加を進め、誰もが住みやすい、安心快適な地域社会づくりを目指すものです。

(地域住民の役割)

第4条 自らが地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会が重要な役割を担っていることを理解する。

2 地域住民は、自らが居住する地域の自治会に加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会の活動への参加を促進するにあたって、町民の役割について述べています。

【解説】

(第 1 項関係) 自治会は、地域住民の親睦やつながりを深め、地域の防災・防犯活動をはじめ、環境整備など地域の生活に関わる様々な活動に取り組んでいます。防犯灯の設置や、高齢者・子どもの見守り、環境美化活動、お祭りの準備など、自治会の活動は、自分たちの住む地域を自分たちの手でより良くしていこうという自治活動です。地域住民は、自らが地域の一員であることを認識して、地域で果たしているこうした自治会の役割について、理解することが望まれます。

(第 2 項関係) 自治会への加入は、強制されるものではありません。しかし、自治会の役割に目を向け、自らが居住する地域の自治会に加入するとともに、その活動に積極的かつ主体的に参加・協力することが望まれます。

(自治会の役割)

第 5 条 自治会は、防災や防犯活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努めるものとする。

2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、地域住民が自治会の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

3 地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

4 自治会は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会の活動への参加を促進するにあたって、自治会の役割について述べています。

【解説】

(第 1 項関係) 自治会は、安全で安心な住みよい地域づくりを中心的に担ってきた存在として、防災や防犯活動、環境美化活動や地域住民の相互交流、親

睦など様々な活動を行っており、これからも引き続き安全で安心な住みよい地域の形成に資する活動に努めていくことが望まれます。

(第2項関係) 地域活動や行事等を通じた地域住民の交流の機会を設けたり、回覧等の活用などにより自治会の活動状況を積極的にお知らせするなど、転入してきた人や地域とのかかわりの薄い人にとっても、加入や参加がしやすいような工夫が望まれます。

(第3項関係) 組織づくりや運営においても、中立性や公平性に配慮しながら、分かりやすい会則づくりや明朗な予算・決算の報告、適切な役割分担など、参加しやすい開かれたものとするとともに、若い世代をはじめとする、これからの地域を担う人材が育ちやすい環境づくりが必要です。

(第4項関係) 自治会の活動や運営について、地域住民に十分な情報が伝わっていないことがあったり、転入・転居したばかりの人や地域との関りが薄い人にとっては参加しづらいこと等の課題があります。自治会は、地域の活動や行事などを通して地域住民が交流できる機会を設けたり、回覧板の活用などにより自治会の活動状況を積極的にお知らせすることが望まれます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域の活性化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、当該従業員が居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会の活動への参加を促進するにあたって、町内の事業者の役割について述べています。

【解説】

(第1項関係) 事業者も地域社会の重要な一員です。事業者にも、自治会への理解と協働のもとに、できる限り地域の自治会の活動に参加し、また、協力して、地域社会の活性化に寄与していただくことが期待されています。

(第2項関係) 仕事を離れて地域に戻れば、従業員も、それぞれの地域の一員であることから、事業所には、従業員の地域活動の重要性への配慮とともに、従

業員が自治会に加入したり、活動に参加することへの理解や業務の調整などを願うものです。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び活動の促進に関する町の施策に協力するよう努めるものとする

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

町内の戸建て住宅や共同住宅等に新たに入居する人の自治会への加入や活動への参加を促進することに係る住宅関連事業者の協力について述べています。

【解説】

転入や転居は、自治会への加入の機会でもあります。自治会への加入促進を図る上で、町内における住宅の建築や販売、賃貸、管理を行う事業者(住宅関連事業者)の理解と協力が欠かせません。また、入居者が賃貸契約を更新しようとする場合にも、同様の協力をお願いするものです。

(第1項関係) 自治会への加入と参加を促進するための町の施策への協力を求めています。

(第2項関係) 自治会に関する情報を入居者に提供することを求めるものです。具体的には、その地域の自治会の紹介や、町が自治会を応援する条例を制定して、自治会への加入と参加を進めていることを伝えていただくことなどが考えられます。

(町の責務等)

第8条 町は、自治会と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組むよう努めるものとする。

2 町は、地域住民が自発的に自治会に加入し、積極的に活動に参加できるようにするために必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 町は、自治会の組織及び活動を維持するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 町は、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加の促進に

関する相談、情報の提供、助言等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 町は、地域住民の自治会への加入及び活動への参加の促進に関する理解を深めるために積極的な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

6 町は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担にならないよう配慮するものとする。

7 町は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を勧奨し、及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や活動への参加を促進するにあたって、町の役割について述べています。

【解説】

(第 1 項関係) 町は、安全で安心な住みよいまちづくりの推進のために、自治会をはじめとする様々な主体との協働のもと、取り組みを遂行することを規定しています。

(第 2 項関係) 町は、地域住民や自治会の自主性・自立性を尊重しながら、自治会への加入や活動への参加を進めるために、地域住民や自治会の意見を聞いた上で必要な支援を行うことを規定しています。

(第 3 項関係) 町は、自治会の組織や活動の維持のために、自治会の活動へ支援やその他自治会維持のために必要な支援を行うことを規定しています。

(第 4 項関係) 町は、地域住民が自治会へ加入するための取り組みや、自治会の活動への参加を促すような仕組みづくりなどを自治会が検討する際に、他の自治会での成功事例などの情報提供を行うほか、相談や助言を行うなど、必要な措置を講ずることを規定しています。

(第 5 項関係) 町は、地域住民が自治会やその役割の大切さなどについて理解を深め、自治会への加入や自治会の活動への参加を進めるために、広報紙やホームページなどを活用して、積極的に広報・啓発活動を行うことを規定しています。

(第 6 項関係) 町は、町の業務に関する様々な依頼や文章の送付によって自治会の負担が過重なものとなり、本来の自治会の活動に支障を当てることのないよう、地域に関連する事業を実施する際には、役場庁内の関連する部署が

連携し、自治会に配慮することを規定しています。

(第7項関係) 町の職員も仕事を離れて地域に戻れば、地域の一員であることから、自治会に対する理解や配慮を求めています。町として、職員が自治会へ加入することを勧奨するとともに、職員が自治会の活動に参加することへの理解と業務の調整などを規定しています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

この条例に定めのない事項は、必要に応じて規則や要綱等で別に定めることとします。